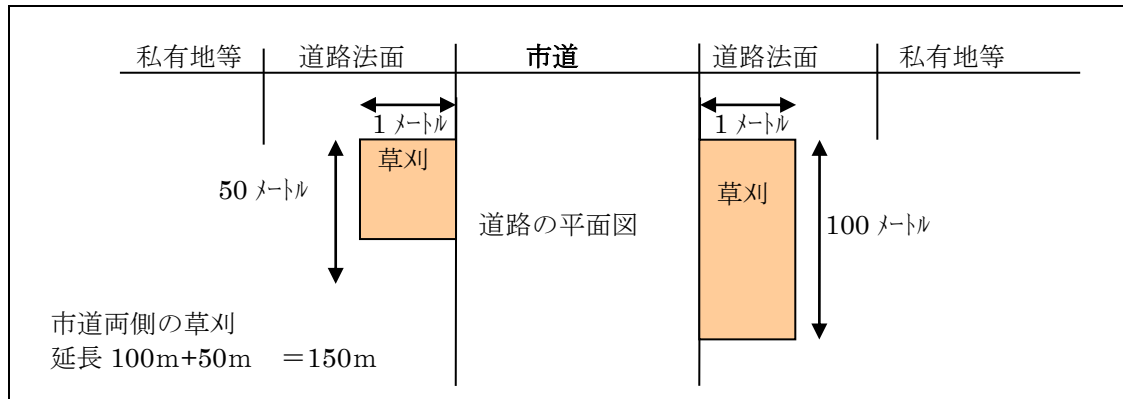


道路維持活動助成事業について（市道の草刈助成）

事業の概要

市と嘉川自治連合会が維持管理協定を結んだ市道について、自治会が日常の清掃とともに、年1回以上の草刈作業を実施した場合に受けとれる助成です。



事業実施の手順

市道の草刈箇所申請 〆切5月末

自治連合会に草刈箇所を申請（図面添付）

草刈を実施（写真撮影）5～10月

草刈の作業の前後を写真撮影

草刈実施を報告、請求 〆切10月末

自治連合会に実施を報告（前後写真添付）

助成金の受け取り 翌年1～2月

Q&A

Q 作業実施前・後の写真は何枚必要ですか？

A 実施前・後の写真を全景が写れば1箇所1枚で結構です。延長が長く全てが入りきらない場合は3箇所程度をお願いします。また、年に複数回実施された場合は、そのうち1回の写真で結構です。

Q 作業中に怪我をした場合はどうなりますか？

A 市が保険会社と契約している『社会貢献活動保険』が適用になります。
保障額は、通院1日2,000円、入院1日3,000円です。
（詳しくは自治会活動の手引きP14～P18をご覧ください。）

Q 他の補助金等で草刈を行っている箇所は該当しますか？

A 別の補助金や事業で草刈を行っている場合は対象外です。
ただし、空缶拾い等の環境美化事業との重複は構いません。